

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会入試部会要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成22年4月1日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会入試部会要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会入試部会要項（平成20年4月2日制定）
- (2) 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会大学院説明会実施部会要項（平成20年4月2日制定）
- (3) 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会新教員養成コース運営部会要項（平成20年4月2日制定）
- (4) 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会10月入学運営部会要項（平成20年4月2日制定）

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会入試部会要項の一部改正について

改正理由：副学長の役割分担の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(部会長等)</p> <p>第5条 部会に部会長及び副部会長を置き，部会長は第3条第1号の委員のうちから<u>副学長（教育等担当）</u>が指名し，副部会長は部会長が指名する。</p> <p>2 部会長は，部会を招集し，議長となる。</p> <p>3 副部会長は，部会長を補佐し，部会長に事故あるときは，その職務を代行する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は，平成22年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(部会長等)</p> <p>第5条 部会に部会長及び副部会長を置き，部会長は第3条第1号の委員のうちから<u>副学長（大学院教育等担当）</u>が指名し，副部会長は部会長が指名する。</p> <p>2 部会長は，部会を招集し，議長となる。</p> <p>3 副部会長は，部会長を補佐し，部会長に事故あるときは，その職務を代行する。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会大学院説明会実施部会要項の一部改正について

改正理由：副学長の役割分担の変更及び事務組織の一部改編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>副学長(教育等担当)</u></p> <p>(2) 大学院教育学研究科運営委員会委員 4名</p> <p>(3) 第6条第1項の部会長が委嘱する者 若干名</p> <p>(4) <u>広報連携課長</u></p> <p>[省略]</p> <p>(部会長等)</p> <p>第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第2号の委員のうちから<u>副学長(教育等担当)</u>が指名し、副部会長は部会長が指名する。</p> <p>2 部会長は、部会を招集し、議長となる。</p> <p>3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 部会の庶務は、総務部<u>広報連携課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成22年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>副学長(大学院教育等担当)</u></p> <p>(2) 大学院教育学研究科運営委員会委員 4名</p> <p>(3) 第6条第1項の部会長が委嘱する者 若干名</p> <p>(4) <u>広報連携協力課長</u></p> <p>[省略]</p> <p>(部会長等)</p> <p>第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第2号の委員のうちから<u>副学長(大学院教育等担当)</u>が指名し、副部会長は部会長が指名する。</p> <p>2 部会長は、部会を招集し、議長となる。</p> <p>3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 部会の庶務は、総務部<u>広報連携協力課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会新教員養成コース運営部会要項の一部改正について

改正理由：副学長の役割分担の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(部会長等)</p> <p>第6条 部会に部会長及び副部会長を置き，部会長は第4条第1号の委員のうちから<u>副学長（教育等担当）</u>が指名し，副部会長は部会長が指名する。</p> <p>2 部会長は，部会を招集し，議長となる。</p> <p>3 副部会長は，部会長を補佐し，部会長に事故あるときは，その職務を代行する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第8条 副学長（教育等担当）は，必要に応じて部会に出席し，意見を述べることができる。</p> <p>2 部会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は，平成22年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(部会長等)</p> <p>第6条 部会に部会長及び副部会長を置き，部会長は第4条第1号の委員のうちから<u>副学長（大学院教育等担当）</u>が指名し，副部会長は部会長が指名する。</p> <p>2 部会長は，部会を招集し，議長となる。</p> <p>3 副部会長は，部会長を補佐し，部会長に事故あるときは，その職務を代行する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第8条 副学長（教育等担当）<u>及び副学長（大学院教育等担当）</u>は，必要に応じて部会に出席し，意見を述べることができる。</p> <p>2 部会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会10月入学運営部会要項の一部改正について

改正理由：副学長の役割分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(部会長等)</p> <p>第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第1号の委員のうちから<u>副学長(教育等担当)</u>が指名し、副部会長は部会長が指名する。</p> <p>2 部会長は、部会を招集し、議長となる。</p> <p>3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第8条 副学長(教育等担当)は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>2 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成22年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(部会長等)</p> <p>第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第1号の委員のうちから<u>副学長(大学院教育等担当)</u>が指名し、副部会長は部会長が指名する。</p> <p>2 部会長は、部会を招集し、議長となる。</p> <p>3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第8条 副学長(教育等担当) <u>及び副学長(大学院教育等担当)</u>は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>2 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>〔省略〕</p>